

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780068

研究課題名(和文)重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討

研究課題名(英文)The Legal Rules about the "Other Insurance" Clauses

研究代表者

山下 徹哉(YAMASHITA, TETSUYA)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10511983

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：重複保険となる場合の保険金給付義務相互の関係については、日本法の下では、連帯債務関係と考えることも、独立関係と考えることも、論理的にはともに排除されない。個別の論点において、当該場面特有の事情を踏まえた解釈論を積み重ね、その帰結から帰納的に性質決定について考察するべきであろう。重複保険の保険給付の調整ルールが相矛盾することとなった場合の解決手法や考慮要素については、アメリカ法の判例が参考になる。もっとも、事前に対処法を明らかにしておくことが望ましい。

研究成果の概要(英文)：The result of the comparative study between German Law and Japanese Law suggests that the mutual relationship between insurance money claims on the same risk in Japan can be thought both as the joint and several liability and the independent liability.  
The Conflicts among other insurance clauses in Japan might be solved taking the suggestions from the U.S. case law into account.

研究分野：民事法学

キーワード：損害保険 損害保険契約 重複保険 保険法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 重複保険をめぐる規整の変更

平成 20 年改正前商法の下では、重複保険の規整としては、超過保険は無効である(平成 20 年改正前商法 631 条)ことを前提に、保険契約締結時に契約の効力を問題とするルール(平成 20 年改正前商法 632 条、633 条)が採用されていた。平成 20 年の保険法は、重複保険の規整を抜本的に改め、超過保険は有効である(保険法 9 条)ことを前提に、支払時に保険給付の調整を行うルール(保険法 20 条)を採用した。

平成 20 年改正前商法の下でも、保険実務は、平成 20 年改正前商法 632 条、633 条を任意規定と解釈し、約款で別段のルールを定めるのが通常であった。こうした保険実務で広く採用されていたルールと平成 20 年保険法のルールは、契約締結時に契約の効力を否定するのではなく、支払時に保険給付の調整を行うという点では、一致する。しかし、両者は、次の点で相違する。すなわち、従前の保険実務は、保険給付の調整方式として独立責任額按分主義を採用して、独立責任額(他の保険契約がないとする場合における各保険者が支払うべき保険給付の額)の割合により損害填補義務を分割し、各保険者の保険給付額を独立責任額よりも縮減させていた。これに対して、保険法 20 条 1 項は、独立責任額全額主義を採用し、各保険者は、独立責任額を支払う義務を負うと定める。利得禁止の観点から、被保険者が一人の保険者から保険給付を受けた場合、未だ保険給付を受けていない損害の限度でのみ他の保険者から保険給付を受けられるとすることで実現される。そして、20 条 2 項は、各保険者は、独立責任額の割合により決定される最終的な負担部分を超えて保険給付を行った場合には、他の保険者に求償することができる、と定める。その結果、現行の保険法 20 条の下では、必然的に求償関係が発生することとなる。これは、従来にはなかった事態であり、こうした重複保険における求償をめぐる権利義務関係についての検討は、ほとんど手つかずのままであった。

### (2) 保険商品の設計の多様化

近時では、保険商品の自由化が進み、企業保険のみならず、家計保険でも、保険会社ごとに約款の内容が異なることが増えている。こうした保険商品の設計の多様化は、保険に入りたい者の選択肢を増やすという意味では、好ましいことといえる。そのため、重複保険の規整は、その趣旨を損なわない範囲で、保険商品の設計の自由度を妨げることのないように解釈されなければならない。その一方で、約款規定の多様化は、重複保険を始めとする保険給付の調整を行う場面において、保険者相互の権利義務関係の複雑化を招き、約款相互の調整の必要を生じさせる。

## 2. 研究の目的

本研究は、重複保険となっている複数の保険契約の間で保険給付の調整が行われる場合の、保険金支払請求権相互の関係および約款相互の調整方法について、比較法的視点から考察しようとするものである。かかる考察を通じ、重複保険をめぐる保険者相互の権利義務関係を合理的に規律できるルールを提示することが本研究の目的であった。

## 3. 研究の方法

重複保険となる場合の保険給付の調整は、諸外国でいくつかの方式が認められている。本研究では、主に、ドイツおよびアメリカ合衆国の法制度に着目した。

ドイツ法については、主として、保険金支払請求権相互の關係に係るルールの具体的内容・帰結に焦点を当てた。

アメリカ法については、主として、異なるルールを採用する保険契約相互の調整方法の解明に焦点を当てた。

## 4. 研究成果

### (1) ドイツにおける重複保険の保険給付の調整ルール

#### 連帯債務構成

ドイツでは、重複保険となる場面について、各保険契約が有効であることを前提に、保険給付の調整方法として、独立責任額全額主義を採用し、かつ、その場合に各保険者が負う保険金給付義務相互の關係を連帯債務と構成する(ドイツ保険契約法 78 条 1 項)。

重複保険状態にある保険金給付義務が連帯債務と構成されるのは、それがドイツ民法典 427 条にいう共同契約による債務に当たるからではなく、そのように指示する法律の規定があるからだと説明されている。すなわち、重複保険の要件を充たす場合には、保険契約法 78 条 1 項という法規定を直接の根拠として、連帯債務関係が生ずる。

この場合に、民法典 421 条以下の連帯債務に関する諸規定は、原則として、重複保険の場合にも適用があると考えられているが、しかし、個々に見ていくと、事柄の性質に応じて、多くの修正を受ける。

例えば、連帯債務関係がいかなる部分について存在するかは争いがある(民法典 421 条の修正)。大きく 3 つの見解に分かれる(A 説: 保険者の支払義務の額の間で最大限共通する部分について連帯債務関係になるとする見解、B 説: 保険者の支払義務の額の合計が被保険者の現実の損害を上回る額について連帯債務関係になるとする見解、C 説: 被保険者の損害全額について連帯債務関係になるとする見解)が、多数説は A 説か B 説か、あるいは両者を組み合わせる。C 説以外であれば、ほぼ常に不等額連帯となるので、一部の保険者が弁済したときの他の保険者の免責の効果は、それに応じた修正を受ける(民

法典 422 条 1 項 1 文の修正)

#### 保険者間の内部関係

重複保険となる場合、保険者は、その相互間においては、各自の契約に基づいて保険契約者に対して支払うべき金額を基準とする負担部分について義務を負う(保険契約法 78 条 2 項 1 文)。これは、民法典 426 条 1 項 1 文を修正するものである。その他の点では、連帯債務の内部求償に関する民法典の一般規定が適用される。その帰結として、連帯債務者の求償に関する一般原則に対応して、重複保険の場面でも、求償請求権の法的根拠が 2 つ(ないし 3 つ)存在することになる。第一が、保険契約法 78 条 2 項 1 文に基づく法律上の求償請求権である。第二は、法律に基づく債権移転(弁済者代位)を規定する民法典 426 条 2 項 1 文により生ずる、弁済を行った保険者の他の保険者に対する請求権である(被保険者が有していた保険金請求権が弁済を行った保険者に移転することにより生ずる)。第三として、重複保険の保険者間に特別な債務法上の拘束があれば、それに基づき求償請求権が発生することもある。第一の求償請求権は、保険事故の発生により直ちに発生する。第二の保険金請求権の移転は、ある保険者が被保険者に保険金を支払い、被保険者の債権を満足させた場合に、その時点で生ずる。

求償は、ある保険者の最終的な負担額が保険者間の内部関係における負担額を超えないようにするために認められる。ある保険者の被保険者に対する支払が被保険者の請求権の一部を満足させるに過ぎないとき(すなわち、ある保険者による支払後も、被保険者の保険者らに対する請求権がなお残存する場合)、支払をした保険者が他の保険者に対して求償請求権を行使できるか否かは争いがある。そうした一部の支払の場合でも、常に、求償請求権を行使することができるとする見解(この場合、損害全体に対する関係ではなく、各回の支払額に対する関係での負担割合に応じて、求償請求権を行使できることになる)と、一部の支払の場合は、その支払の額が、損害全体に対する関係での負担割合に応じた額を超える場合にのみ求償請求権を行使することができるとする見解がある。

#### 保険契約法 78 条 1 項・2 項の強行規定性・任意規定性

保険契約法 78 条 1 項・2 項は、原則として、任意規定であると解釈されている。ただし、同法 78 条 1 項のうち、保険金による填補の総額が損害額を超えてはならないとする点については、従来、この点に限り強行規定であると解釈するのが通説であったが、現在では、この部分も含めて任意規定と解する見解が有力である。従来通説は、78 条 1 項の前記部分について、強行規定である利得禁止原則に基づくものであると理解するこ

とから、78 条 1 項の前記部分も同様に強行規定であると解していたものと考えられる。ところが、1997 年の連邦通常裁判所判決(BGHZ 137, 318)が一般的かつ強行法的利得禁止原則の存在を否定したため、同法 78 条 1 項の前記部分についても、強行規定と解する必然性はなく、被保険者が重複保険の場合に損害額を超えて填補されることになる旨の合意は可能であると解釈し得ることになる。

#### 補充性条項

保険契約法 78 条 1 項の規定内容から逸脱する合意として実務上最も重要なものは、補充性条項である。この条項がある場合には、他の保険者(第一次的保険者)のみが保険金支払義務を負い、補充性条項付保険契約の保険者(補充的保険者)は責任を負担しない。このような場合は、そもそも重複保険には当たらず、したがって、補充的保険者は、保険契約法 78 条 2 項に基づく求償に応ずる義務を負わない。

補充性条項には、被保険者の第一次的保険者に対する請求権が現に存在する場合にのみ、補充的保険者は責任を負担しないとする「制限的補充性条項」と、他の保険契約が存在する場合には、当該第一次的保険者が具体的な保険事故において保険金支払義務を負うか否かに関わらず、補充的保険者は責任を負担しないとする「無制限的補充性条項」とがある。

補充性条項が競合する場合には、優先劣後関係が保険契約の中で明示されていればそれに従うことになるが、通常はそのような条項は存在しないので、補充的契約解釈が必要となる。学説上は、以下のような取扱いをすべきことが主張されている。

制限的補充性条項と無制限的補充性条項が競合する場合には、無制限的補充性条項が優先し、制限的補充性条項を有する保険者のみが保険金支払義務を負う。

制限的補充性条項同士が競合する場合には、それらの合意は相互に効力を失い、保険契約法 78 条 1 項 2 項の重複保険に係るルールが適用される。

無制限的補充性条項同士が競合する場合には、両保険者ともに責任を負わない。

#### プロ・ラタ条項

保険契約法 78 条 1 項の規定内容から逸脱する合意として、重複保険の場合にはプロ・ラタ責任を負う旨の合意がなされることもある。プロ・ラタ責任条項のある保険契約とそうした条項のない保険契約が競合する場合、外部関係においては、プロ・ラタ責任条項付保険契約の保険者はその合意された限度に応じた責任のみを負い、その他の保険者は通常通りの全額について責任を負う。保険者間の内部関係においては、プロ・ラタ責任を負う保険者は、保険契約法 78 条 2 項によ

り求償請求権を行使することができ、その際には当該保険者の契約上取り決められた責任割合が計算に組み入れられ得る。

## (2) アメリカにおける重複保険の保険給付の調整ルール

### 他保険条項

アメリカでは、重複保険となる場合の保険給付の調整のための条項は、伝統的に、他保険（other insurance）条項と呼ばれる。

他保険条項には、多種多様なものが存在するが、通常、プロ・ラタ型、超過型、免責型の3つのカテゴリーに分類される。

プロ・ラタ型とは、関係する保険契約の保険金額の総計に対する当該保険契約の保険金額の割合により、損害額を按分比例して負担するものである。プロ・ラタ型は、現在、最もよく用いられるタイプの他保険条項である。

超過型とは、有効かつ現に請求可能な他の保険による填補額では損害額に満たない場合に、その不足額を負担するものである。

免責型とは、有効かつ現に請求可能な他の保険が存在する場合には、一切責任を負担しないとすものである。免責型は、3つのカテゴリーの中では最も利用頻度が少ないタイプの他保険条項である。免責型の他保険条項が用いられる場合には、それ以外の保険契約が当該条項にいう「他の保険」に当たるか否かが激しく争われてきた。また、裁判所が免責型の他保険条項を公益に反すると判断することも多い。

### 他保険条項相互の調整

アメリカでは、他保険条項の文言が相矛盾する場合にどう取り扱えばよいかは、他保険条項に関連する最も解決困難な問題と認識されている。実際、この問題は、数多くの訴訟において争われ、多数の裁判例が存在する。類型としては、( )プロ・ラタ型対超過型、プロ・ラタ型対免責型、( )超過型対超過型、免責型対免責型、( )超過型対免責型に分類することができる。

なお、立法でこの問題を解決する例も見られる（自動車保険に関するカリフォルニア州法や、健康保険に係る給付調整条項に関する制定法・行政による規整など）が、多くの分野では制定法等は存在しないため、契約の解釈に委ねられている。

裁判例による解決方法は、多種多様であるが、学説では、裁判例の解決方法として、大きく2つのアプローチがあるとの指摘がなされている。第一は、他保険条項の文言解釈により第一次的に填補すべき保険契約を決定しようとするアプローチである。第二は、相矛盾する他保険条項を双方両立せず、したがってエンフォース不能であるとして、ともにその適用を否定するというアプローチである。この場合には、損害額を保険者間で按分比例して負担させるという帰結がとられる。

按分比例の基準は様々であり、保険金額の大きさに応じて按分比例する場合、等分する場合、保険料の額の大きさに応じて按分比例する場合がある。

## (3) 日本法への示唆

ドイツにおける重複保険の保険給付の調整ルールの特徴と日本法への示唆

ドイツ法では、保険契約法 78 条 1 項が、重複保険となっている場合に、各保険者が負う保険金給付義務相互の関係を連帯債務と構成する。このような法律の明文規定があるため、連帯債務と構成することの是非、連帯債務とする実質的根拠については議論がほとんどない。ただ、個別の論点についての議論を見ていくと、連帯債務との性質決定が、直ちに具体的な効果と結びついているわけではないことがわかる。民法典 421 条以下の連帯債務に関する諸規定は、この場面特有の事情に応じて適宜修正されて適用されるし、保険者間の内部関係や補充性条項に関しても同様、にこの場面特有の事情をベースに議論が展開されている。このように、各保険者が負う保険金給付義務相互の関係は連帯債務であるとの性質決定は、具体的法効果との関係ではあまり意味を持たない。

日本法では、重複保険の場合における、各保険者が負う保険金給付義務相互の関係について、連帯債務関係なのか独立関係なのか2通りの考え方があり得るとする指摘がある。前記のようなドイツ法の特徴に鑑みると、重複保険の場面における保険金給付義務相互の関係が連帯債務関係であるとの性質決定が必然であり、不可避のものだということではない。日本法では、ドイツ法と異なり法律の明文規定上連帯債務との性質決定がなされているわけではないことも相まって、連帯債務関係と考えることも、独立関係と考えることも、論理的にはともに排除されない。むしろ、ドイツ法の特徴からは、連帯債務関係なのか独立関係という性質決定から演繹的に個別の解釈論についてその帰結を導き出すことはできないことがわかる。そのため、個別の論点において、この場面特有の事情を踏まえた解釈論を積み重ね、その帰結から帰納的に性質決定について考察する方がよいであろう。

アメリカにおける重複保険の保険給付の調整ルールの特徴と日本法への示唆

アメリカ法では、重複保険の保険給付の調整ルール（他保険条項）は、多種多様なものが存在する。そのため、それが相互に相矛盾する場面が多発するが、そのような場合の取扱いについては非常に苦慮している。裁判例はまさに百花繚乱であり、理論的にあり得る結論は一通り出てきているといっても過言ではない。

上記の各種裁判例においてとられた解釈手法や考慮要素は、日本法の保険契約間で重

複保険の保険給付の調整ルールが相矛盾することとなった場合の解釈において、参考になるものと考えられる。もっとも、アメリカ法の混乱ぶりに鑑みると、立法で解決するか、保険給付調整ルールが相矛盾する場合の解決方法を予め契約中に規定しておくなど、事前に対処法を明らかにしておくことが望ましいであろう。

#### 5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

山下徹哉「自賠法 15 条の自賠償保険金請求訴訟においても、裁判所において 16 条 1 項の請求と同じく支払基準に拘束されない旨判決した事案」損害保険研究 75 巻 3 号 (2013 年) 379 頁-398 頁、査読なし

#### 6．研究組織

(1)研究代表者

山下 徹哉 (YAMASHITA TETSUYA)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10511983